

令和9年度<タイプA>予約採用奨学生 募集要項

第1 募 集 概 要

1 申込資格

岩手県に住所を有する者の子女で、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中等部（以下「**中学校等**」という。）の第3学年（中学校以外は中学校第3学年に相当する学年とする。以下同じ。）であって、令和9年4月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び会長が別に定める専修学校の高等課程（以下「**高等学校等**」という。）へ進学を希望し、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の修学が困難であると認められる者。

＜奨学金貸与規程及び奨学金業務方法書（抄）＞

◎ 在日外国人の申込資格は、上記のほか別記1（P. 10）のとおりである。

2 奨学金の貸与

（1）採用予定人数 200人程度

（2）貸与月額（予定）

区 分	国・公立	私 立
自 宅 月 額	18,000円	30,000円
自 宅 外 月 額	23,000円	35,000円

（注）自宅外月額の貸与を受ける者（「別記2 自宅外月額について」（P. 11）参照）は、進学後に審査のうえ認定する。

（3）貸与期間 令和9年4月から、正規の最短修業年限とする。

3 申込み、推薦及び選考

（1）中学校等校長は、「第3 推薦基準」（P. 3）に合致すると認めた希望者を推薦すること。

（2）推薦に際しては、次の書類を提出すること。

① 令和9年度岩手育英奨学会予約奨学生推薦報告書<タイプA>

② 令和9年度岩手育英奨学会奨学生願書（予約）<タイプA>

③ 令和8年度（令和7年中）所得課税証明書（全部記載）※省略箇所がある物は不可

④ 住民票^{とうほん}謄本（世帯全員のもの）※マイナンバー不要

⑤ その他必要な書類（別紙 奨学金申込時に提出する所得証明書類一覧参照）

（3）選考は、家計・学力の評価を基に判定を行い、適格者を「高校予約適格者」とする。

（4）提出期限 令和8年12月18日（金）

4 奨学生採用候補者決定

「高校予約適格者」を選考委員会に諮り「高校・専修学校奨学生採用候補者」を決定し、その結果について在学学校長を経由して本人に通知するとともに、決定者には「高等学校等奨学生採用候補者決定通知」を交付する。

5 採用手続

採用候補者は、令和9年4月、高等学校等へ進学後、「誓約書・奨学金振込口座届」及び「奨学金返還誓約書」を本会の定めた期日までに提出する。（手続書類は4月上旬に、本会より高等学校等へ送付する。）その際、**連帯保証人2名（1名は保護者、もう1名は別世帯で独立した生計を営む保証能力のある62歳以下の方 ※非課税世帯は不可）**の届け出が必要である。証明書類として「印鑑登録証明書」及び「所得課税証明書」を添付する。

その後、本会から「奨学生証」を交付し、これにより奨学生として本採用になる。

6 奨学金の交付

奨学金の交付は、2か月に1回2か月分ずつ、奨学会が指定する金融機関（岩手銀行）に設けられた奨学生名義の預金口座に振込む方法で行うものとする。なお、特別な事情のあるときは、3か月分以上を合わせて交付することがある。

7 奨学金の返還義務、返還猶予及び返還免除

（1）奨学金の返還義務

- ① 奨学金は貸与であり、貸与終了後は規定にしたがって必ず返還しなければならない。
この返還金は、直ちに後輩に貸与される奨学金の原資となる。
- ② 返還は貸与終了後、当該事由の発生した日から6か月後の日を起算日として最長14年以内に貸与された奨学金の全額を返還する。
返還方法は、「月賦」又は「月賦・半年賦併用」のいずれかを選択する。
なお、随時繰り上げ返還が出来る。
- ③ 奨学金の返還を怠ったときは、延滞利息（延滞期間6か月ごとに2.5%）が課せられる。
- ④ 奨学金の貸与時に提出した「奨学金返還誓約書」に記載した奨学生及び連帯保証人の住所、氏名、連絡先電話番号に変更があったときは必ず届出なければならない。

（2）奨学金の返還猶予

- ① 在学中、奨学金を必要としなくなったときは奨学金を辞退する。
引き続き在学する場合は「奨学金返還猶予願（在学証明書添付）」の提出により高等学校等卒業時まで返還が猶予される。
- ② 卒業後上級学校に進学したときは、「奨学金返還猶予願（在学証明書添付）」の提出により上級学校卒業時まで返還が猶予される。
- ③ 高等学校等卒業後、災害、傷病又はその他真にやむを得ない事由によって返還が困難になった場合は、願い出により返還が猶予される。

（3）奨学金の返還免除

死亡した者又は精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失した者については、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

第2 推 薦 方 針

社会に有用な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、学業・人物ともに優秀で、かつ、健康であって、学資の支弁に困難がある者で、進学後奨学金が必要と認められる者を推薦すること。

推薦にあたっては、学力・人物・健康及び家計の基準の各項目を総合的に判定し、適格者を選考すること。その際、次の点に留意すること。

- 1 本人についてはもちろん、家庭の事情などを総合的にみて、心身共に健康で途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。
- 2 父母（又はこれに代わるべき者）が、奨学金の趣旨を理解し、将来の奨学金返還の義務等についても父母の立場から責任を自覚していること。
- 3 家計については、推薦基準に合致していても「(7) 家計判定上の注意」(P. 8)を参照して、本人の修学にさしたる困難がないと判断される場合には推薦しないものとする。
- 4 推薦にあたっては、学校の設置した奨学生推薦のための機関（選考委員会）に諮って決定すること。

第3 推 薦 基 準

1 基 準

(1) 人物について

学習活動その他校内校外の生活全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、勉学の意志・意欲が強く、奨学金返還について自覚と十分な責任感があると認められる者とする。また、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあると認められ、本人が奨学生となることを熱望していること。

※「態度・行動が生徒にふさわしく」とは、校内・校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。

※人物については、学校長・担任等による面接所見、その他学校における諸記録、中学校生徒指導要録等を参照して総合的に判定する。

(2) 健康について

健康診断により、心身共に修学に十分耐え得る者と認められること。

※学校において行う健康診断により、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

なお、身体に障がいのある者についても、修学上支障がなければ推薦して差し支えない。

(3) 学力について

ア 中学校等第1学年から第3学年（最近時まで）の学習成績の評定を、**全教科について平均した値が3.5（小数第2位で四捨五入する。）**以上であって、特に優れた資質を有し、高等学校等へ進学後も特に優れた学習成績を修める見込みがあること。ただし、**3.0～3.4**であっても、次頁「**2 特例推薦の(1)**」に該当する者は、特例として推薦することができる。

イ 学力評価では対象外であっても、特に優れた資質を有し、次頁「**2 特例推薦の(2)**」に該当する者は、特例として推薦することができる。

(4) 学資の支弁が困難の程度について

家計支持者の所得の合計額が、別表の収入基準額以下であること。

ただし、所得の合計額が収入基準額を超える者についても、次頁「**2 特例推薦の(3)**」に該当する者は、特例として推薦することができる。

(注)「家計支持者」とは、父母、又はこれらに代わって家計を支えている者をいう。

2 特 例 推 薦

特例として推薦することができる者は、前頁の推薦基準に合致し、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者であること。

(2) 特例推薦について (P. 9) 参照)

(1) 学 力 (学習成績の評定 3. 0～3. 4)

前頁基準「**(3) 学力についてのア**」のただし書きの者であって、次の各号のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学金を貸与することによって特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められる者。

ア 原子爆弾により被爆した人の子女。

イ 災害、病気、その他の事故等により家計支持者を失った者。

ウ 中国帰国孤児の子女。

エ 申込み前 1 か年以内において火災・風水害等により著しい被害を受けた者及び著しい被害を受けた人の子女。

オ 生活保護法による世帯に属する者。

カ 都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者。

(2) 低所得者世帯

前頁基準「**(3) 学力についてのイ**」のただし書きの者であって、家計支持者父母両方の市町村民税所得割額が非課税世帯で次に該当する者。

ア 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、高等学校等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること。

イ 将来の職業選択等に強い意欲を有するなど、高等学校等での学習に対する目的意識が極めて明確であり、高等学校等へ進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

(3) 家 計 (学習成績の評定 3. 5 以上)

前頁基準「**(4) 学資の支弁に困難がある程度について**」のただし書きの者のうち、収入基準額を超える金額が収入基準額の 10 % 程度以内の者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、人物・学力ともに特に優れていると認められる者。

ア 原子爆弾により被爆した人の子女。

イ 長期に療養を要する人のいる世帯に属する者。

ウ 災害、病気、その他の事故等により家計支持者を失った者。

エ 中国帰国孤児の子女。

オ 都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人のいる世帯に属する者。

第 4 推 薦 要 項

1 家計判定について

(1) 世帯人員の認定

世帯人員の認定（申込時の状態で行うものとする。）は次による。

ア 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族は同一世帯員とする。

イ 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。

a 家計支持者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。

b 修学又は病気療養等のため一時別居しているとき。

c 主として扶養している別居の祖父母。

d その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

ウ 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母が記入されている場合は、同一世帯員としない。

エ 「本人が特別の事情にある人」又は「県知事から委託されている人に養育されている人」である場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない者とみなすことができる。ここでいう「特別の事情にある人」とは、2親等内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者をいう。

ただし、20歳以上の兄弟姉妹でも修学者及び長期療養、心身に障がいがある等のため経済力のない人は20歳未満として扱う。

オ 事情により家庭（両親又は家族）と絶縁状態及びそれに準ずるような場合は、本人を単独生計者として取り扱うことができる。

(2) 所得金額、特別控除額及び認定所得金額

ア 所得金額

家計支持者の金銭・物品などの1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。

その算出方法は、家計支持者の所得について次の(3)及び(4)により算出した額を合計するものとする。

イ 特別控除額

上記アの所得金額から控除することを認められる金額をいう。

ウ 認定所得金額

上記アの所得金額からイの特別控除額を控除した後の金額をいう。

(3) 所得（収入）の種類別による所得金額の算定

ア 給与所得（収入）

俸給・給料・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分も含む。）及びこれらの性質を有する給与等（年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。）及び扶助費・傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という支払金額）から控除額を控除した金額を所得金額とする。

なお、収入金額を基にして次の計算式によって直接所得金額を求めることができる。

給与所得の計算式

（計算表は「参考1 給与所得金額早見表（P. 14～15）」を参照）

- ① 収入金額が329万円以下の場合には所得金額を0円とする。
- ② 収入金額が330万円以上400万円以下の場合 …収入金額×0.8－263万円＝所得金額
- ③ 収入金額が401万円以上878万円以下の場合 …収入金額×0.7－223万円＝所得金額
- ④ 収入金額が879万円以上の場合 ……………収入金額－486万円＝所得金額

（注）1 収入金額及び所得金額は万円未満を切り捨てて適用する。

2 同一人で2つ以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。

3 同一人で2つ以上の収入源があつて、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得についてのみ上記計算式により所得金額を算出する。

イ 事業【商業、工業、林業、水産業】所得（収入）

売上（収入）金額から必要経費として売上原価と営業経費とを差し引いたものを所得金額とする。

ウ 農業所得（収入）

農作物の収入金額（粗収入）のほか、養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算して収入金額の合計（総粗収入）を算出し、これから、必要経費（専従者給与を含む。）として、肥料、種苗、蚕種、家畜、家きんの飼料、動力機の燃料等（収入を得るために実

際に消費した分)の購入費を差し引いたものを**所得金額**とする。この所得金額には自家消費分も含めるものとする。

エ その他の所得(収入)

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業(開業医・弁護士・著述業・公認会計士・外交員・税理士等)によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、賃間代、地代、内職収入、生活保護法による扶助費、失業給付金等の収入の場合で、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を差し引いたものを**所得金額**とし、必要経費(専従者給与を含む。)のないものは収入金額を**所得金額**とする。

(4) 所得金額算定上の注意

所得金額は、本人の父・母、又はこれらに代わって家計を支えている者の所得金額を算定する。(父母共に所得がある場合は父母ともに家計支持者とし、それぞれの所得金額を算出し、合算した額を「所得金額の合計額」とする。)

ア **所得金額**は、申込時の前年1年間(令和7年1月～12月)の収入金額を基礎として算定する。算定にあたっては、市町村が発行する令和7年中の所得額を証明した「**令和8年度所得課税証明書(全部記載)**」により行う。

イ 令和7年の中途又は令和8年に新たに就職、転職(開業・転業・勤務先変更等も含む。)等により収入源に変動があった者については、次により申込時現在の状態で算定する。

a 給与所得者の場合、勤務先の年収見込証明書又は月収証明書をもって申込みの年(令和8年1月～令和8年12月)の収入金額を推算する。推算が困難な場合は、「 $\text{年収} = \text{月収} \times 12$ 」として算定しても差し支えない。

b 給与所得者以外の場合、奨学生願書に申込時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入させ、かつ、本人に直接事情をたじたうえ、正確な申込みの年(令和8年1月～令和8年12月)の収入金額を推算する。

c 上記a、bにより推算した収入金額を令和7年分の収入金額とみなし、必要経費(給与所得の場合は、「**別表3 給与所得の場合における控除額**」(P. 13)に掲げる額と特別控除額を差し引いた残額を**認定所得金額**とする。

ウ 申込時現在失業している場合は、令和7年に収入があっても、失業前の職業による収入は所得金額に算入しない。ただし、失業給付金受給中(受給予定を含む。)の場合は、受給額(見込額を含む。)を収入とみなし、所得金額に算入する。

なお、失業前の月収、失業の年月、現在の生活費の出所及び月額、健康状態、就職の見通し等を考慮して推薦の可否を判断する。

エ 住宅建設、その他の借財による返済金は必要経費としての控除は認めない。

オ 商業・工業・林業・水産業・農業、その他の事業所得の場合、専従者給与(専従者控除分も含む。)は、必要経費に加算して所得金額を算出するものとする。

カ 所得金額に万円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。

キ 売上(収入)金額から必要経費を控除した額(所得金額)がマイナスとなる場合は0(ゼロ)とする。

(5) 特別控除額算定上の注意

所得金額から控除できる特別控除額は、「**別表1 特別控除額表**」(P. 12)によるが、それぞれ該当する特別の事情を下記により認定のうえ適用する。なお、特別控除の適用については、申込時の状態で行うものとする。

ア 「母子・父子世帯」の控除は、世帯の構成が次に該当する場合に適用する。

a 母又は父と18歳未満の子女の世帯。

b 母又は父と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない(年間所得金額が50万円以下のものをいう。)祖父母の世帯。

- c 18歳未満だけの子女の世帯。
- d 祖父母と18歳未満の子女の世帯。
- e 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女の世帯。
- f 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯。
 (注1) 18歳以上の修学者及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない人は、18歳未満の子女として扱う。
 (注2) 祖父母及び兄弟には、それぞれ一方だけの場合も含む。
 (注3) 父又は母の行方不明が民生委員等の証明により確認できる場合は、母子・父子世帯として差し支えない。
- イ 「就学者」の控除は、次のとおりとする。
 - a 小学校・中学校以外については、設置者(国公立・私立)別、通学形態(自宅・自宅外)別に控除するものとする。
 - b 申込者本人については、「区分B」で控除するので「区分A」での控除は行わない。
 - c 大学通信教育部及び大学院の学生は大学学生分として、高等学校通信制の生徒は高等学校生徒分として、控除の対象とすることができる。
 - d 放送大学に在学する全科履修生は、私立大学学生分として控除の対象とすることができるが、科目履修生・選科履修生は控除の対象としない。
 - e 高等学校・大学(短期大学を含む)・高等専門学校の専攻科生及び別科生については、それぞれ高等学校生徒、大学学生、高等専門学校学生に相当するものとして控除の対象とすることができる。
 - f 専修学校高等課程及び専門課程に在学している生徒は控除の対象となるが、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校(予備校等)に在学している者については控除の対象としない。
- ウ 「障がいのある人」の控除の対象は、次のとおりとする。
 - a 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に身体に障がいがあると記載されている人、又はこれに準ずる人。
 - b 公害疾病の認定を受けた人で、かつ、当該公害による身体上の障がいのある人。
 - c 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障がいのある人。
 - d 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人、若しくは知的な障がいのある人と判定される人。
 - e 常に就床を要し、複雑な介護を要する人。
 なお、障がいのある人の自立支援医療費で下記オのa～gに該当する支出については「長期に療養を要する人」の控除も受けることができる。
- エ 「長期に療養を要する人」の控除は、申込時現在において6か月以上にわたる期間療養中の人又は療養を必要と認められる人とする。控除額は申込時までの支出金額を基礎として今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出する。控除の対象とする費目は次のとおりとする。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は除く。
 - a 医師又は歯科医師に対して支払う診療代、治療代。
 - b 病院、診療所へ入院するために支出する費用。
 - c あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用。
 - d 看護人に対して支払う費用。(看護人に対する賄い費を含む。)
 - e 治療又は療養のため支出する医薬品代。
 - f 病院、診療所へ通院するために支出する交通費。(必要不可欠と認められるものに限る。)
 - g 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金。
- オ 「家計支持者が別居している世帯」の控除は、別居のために特別に支出している金額とし、住居費、光熱水道費、家具・家事用品の実費に限る。

(注1) 別居している家計支持者の収入は、世帯へ送金してくる金額を計上するのではなく、別居している家計支持者の収入のすべてを収入金額として計上し、別居のため特別に支出している金額のみを改めてここで控除する。

(注2) 別居している家族への扶養送金は、控除の対象とならない。

カ 「火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」の控除は、申込みの前年から申込時までに被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期(2年以上。以下同じ。)にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合のみに限る。

ただし、被害を受けなかったものと仮定したときの認定所得金額が収入基準額を著しく超えている世帯は、推薦の対象としないことを原則とする。

控除額は原則として次のとおりとするが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は控除から除く。

a 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等とする。

b 生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額とする。

(注) 単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないことに注意する。

なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を控除して差し支えない。

(6) 家計の判定

家計の判定は、収入基準額(「別表2 収入基準額表」(P. 13)に掲げる額)と認定所得金額とを対比して行い、認定所得金額が収入基準額を超える場合は推薦することができない。ただし、収入基準額を超える場合であっても、申込時から6か月以内に定年等により退職が明らかな場合は推薦することができる。

また、家計の特例推薦に該当する者は推薦して差し支えない。なお、判定は次の(7)を参照して行うものとする。

(7) 家計判定上の注意

認定所得金額の基礎となる所得金額は、証明書等によって算定されることが多いが、必ずしも家計の実情や世帯の学資負担力を正しく反映しているとは限らない。

したがって、家計の基準に合致しているかどうかを判断する場合は、認定所得金額をただ機械的に収入基準額に対比するのではなく、家計の実情や業種間の均衡等を考慮し、本人の修学にさしたる困難がないと判断される場合には推薦しないものとする。

なお、家計の実情を調査する場合には、次の点に注意が必要である。

ア **事業【商業、工業、林業、水産業】所得(収入)**……これらの業種においては、年間売上高等を考慮して判断する。

イ **農業所得(収入)**……農家の場合は、農業収入その他特に農業外収入の有無及び地域性等を考慮して判断する。

ウ **その他の所得(収入)**……その他の所得のうち、例えば、開業医・著述業・弁護士・公認会計士・税理士・外交員等の専門業については、専門職である公務員(病院医師・裁判官等)の年齢・経験年数・職名・給与等を参考にして判断する。

エ **無職等**……無職又はそれに近い状態であって、経常的収入が皆無又は収入基準額以下であっても家計の実情を調査し、学資負担力があると思われる場合は特に注意する。

(8) 世帯人員、所得金額、特別控除額等の調査

世帯人員、所得金額、特別控除額等については、本人の提出した奨学生願書、証明書類によるほか、面接を行い、必要な個別の事情を確認する。その結果、訂正及び補正を要する場合は、朱書記入する。特に証明書類が提出できない場合は、その事情を詳細に「推薦所見」欄に記入する。

なお、収入等について証明書類（「写し」で可）には次のものがある。

ア 年金（恩給）等の場合は社会保険庁等が発行。

イ その他の証明書……生活保護を受けている世帯、家族構成が通常と異なり特に理由を明らかにする必要がある世帯、特別控除のうち障がいのある人・長期に療養を要する人・災害等についての控除ができる世帯の場合は、福祉事務所、市町村、民生委員、病院、診療所、警察署等発行のそれらを証明できるものを提出させる。

2 特例推薦について

- (1) 原子爆弾によって被爆した人については、父母又はこれに代わる者が被爆した人であって、原爆被爆者健康手帳を所持している場合を対象とする。
- (2) 家計支持者を失った者については、生別・死別のほか、心身の機能に高度の障がいを残して労働能力を喪失した場合も、推薦の対象とすることができる。
- (3) 火災・風水害等の災害については、本人又は家計支持者が被害者であって、その被害が著しい場合を対象とする。

なお、原則として申込み前1か年以内の被害者を対象とするが、被害が特に著しい場合に限り、申込み前2か年以内の者でも推薦することができる。

- (4) 障がいのある人については、学力の特例においては本人が、家計の特例においては本人及び本人の属する世帯の構成員が、障がいのある人である場合を対象とする。

第5 奨学生願書の作成

1 奨学生願書の記入内容

- (1) 奨学生願書については、『奨学金案内』の「奨学生願書の書き方（記入例）」どおり正しく記入されているかどうか点検する。
全ての推薦希望者は、「奨学生として取組む勉強目標、特例推薦基準2に該当する場合はその状況についての実績・意欲等」について200字以上で要点をまとめて記載し、署名押印のうえ提出する。
- (2) 記入漏れ、判読困難などの不備のある奨学生願書は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがある。
- (3) 採用決定後でも、記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、「採用取消」とするので、ありのままを記入するよう指導する。
- (4) 申込者の記入した事項を点検して、その記入事項に誤りがあるときは、申込者に訂正させたい場合、訂正印を押させるか、又は点検者が朱書訂正する。

2 金額欄の記入等

- (1) ①～⑤は、推薦要項「1 家計判定について」（P. 4）の該当事項を参照して算定した額を記入し、合計を⑥の「所得金額の合計額」に記入する。
- (2) ⑦～⑮は、控除の種類ごとに「(5) 特別控除額算定上の注意」（P. 7）及び「別表1 特別控除額表」（P. 12）を参照して算定した額を記入し、合計を⑯「控除額合計」に記入する。

所得から差し引かれる金額①～⑮の特別控除を行う場合は、別紙①「奨学金申込み時に提出する所得証明書類」の「Ⅱ 特別控除に関する提出書類」を添付する。

- (3) ⑰「認定所得金額」は、⑥から⑯を差し引いた額を記入する。

（注） 差し引いた額が－(マイナス)になる場合は、そのままマイナスで記入する。

- (4) ⑱「世帯人員」及び「収入基準額」は次にしたがって記入する。

- ア 世帯人員は、推薦要項「**1 家計判定について**」の(1) (P. 4) によって認定した人員数を記入する。
- イ 上記アの世帯人員数により、「別表 2 収入基準額表」(P. 13) の該当する金額を記入する。

(注) ⑰「認定所得金額」が⑱「収入基準額」以下でなければ申込みができない。

3 成績、所見欄の記入

- (1) 下記事項に留意して中学校生徒指導要録等により記入する。各所要事項欄に記入がないものは、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがあるので注意を要する。
- ア 「**学習成績の評定平均値**」は、推薦基準「**(3) 学力について**」(P. 3) によって算出した値をそれぞれ学年毎に記入する。記入にあたっては、誤りのないよう特に注意する。
- イ 所見は、あらかじめ記入してある推薦基準項目のいずれにも該当することを確認し、□にレ点を記入する。なお、特例推薦に該当する場合など特記事項として補足することがある場合は「特記すべき事項」にその内容を記載する。
- (2) 申込者は連帯保証人と連署した奨学生願書を学校長に提出して推薦を受けることになっている。したがって、学校長名の記入もれ及び職印もれのないよう特に注意する。

別記 1 在日外国人の申込資格

在日外国人のうち下記の「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年 5 月 10 日法律第 71 号）」第 3 条に規定する法定特別永住者及び「出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）」第 2 条の 2 に規定する別表第 2 による在留者で、表外の◎印に該当する者及び※印に該当する者のうち◎印に準ずると認められる者は、申込資格がある。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条

(法定特別永住者)

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当している者は、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

1 次のいずれかに該当する者

イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年法律第126号)(以下「旧昭和27年法律第126号」という。)第2条第6項の規定により在留する者

ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和40年法律第146号)(以下「旧日韓特別法」という。)に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

2 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

出入国管理及び難民認定法 別表第2

	在 留 資 格	本邦において有する身分又は地位
◎	永 住 者	法務大臣が永住を認める者
※	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
◎	永 住 者 の 配 偶 者 等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
※	定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

別記2 自宅外月額について

貸与月額には、自宅月額と自宅外月額がある。

下記の「自宅外月額の基準」に該当し、自宅外月額を希望する者は自宅外月額が貸与される。それ以外の者は自宅月額となる。

なお、自宅外月額の者が「自宅外月額の基準」に該当しなくなった場合、又は自宅外月額を希望しなくなった場合は、自宅月額に減額される。

※ 自宅外月額の基準

- 1 自宅外月額願い出の提出時、現に自宅外から通学している者。
- 2 自宅から通学している者で、「特別の事情にある人」。(P. 5 参照)

別表1 特別控除額表

区 分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
A 世帯を 対象と する 控 除	(1) 母子・父子世帯である こと。	4 9 万円			
	(2) 就学者のいる世帯で あること。 【児童・生徒・学生1人 につき】	小 学 校		8 万円	
		中 学 校		1 6 万円	
				自宅通学	自宅外通学
		高 等 学 校	国・公立	万円 28	万円 47
			私 立	41	60
		高 等 専 門 学 校	国・公立	36	55
			私 立	60	80
		大 学 (短期大学を含む)	国・公立	59	102
			私 立	101	144
		専 修 学 校	高等課程	国・公立	17
	私 立			37	46
	専門課程		国・公立	22	62
			私 立	72	112
(3) 障がいのある人のいる 世帯であること。	障がいのある人1人につき		8 6 万円		
(4) 長期に療養を要する人 のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。				
(5) 家計支持者が別居して いる世帯であること。	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71 万円を 限度とする。				
(6) 火災、風水害又は盗難 等の被害を受けた世帯で あること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本 的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわ たって、支出増又は収入減になると認められる年間金額。				
B 本人を対 象とする 控除	申込者本人が高等学校・専 修学校（高等課程）に進学 する予約申込者である場合	2 8 万円			

- 備考 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること。」による控除には申込者本人分は含めない。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 3 A欄の小学校、中学校について、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する生徒の場合は、小学校又は中学校に相当する学年に区分して控除する。

別表2 収入基準額表

【認定所得金額（P. 5（2）のウ、願書における⑰）がこの金額以下であること。】

高等学校・専修学校高等課程奨学生

区 分		収 入 基 準 額
世帯 人 員	1 人	1 4 3 万円
	2 人	2 2 9
	3 人	2 6 4
	4 人	2 8 6
	5 人	3 0 7
	6 人	3 2 5
	7 人	3 4 1

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

別表3 給与所得の場合における控除額

年 間 収 入 金 額	控 除 額
400 万円以下の場合	年間収入金額 × 0.2 + 263 万円 (ただし、収入金額が 329 万円以下の控除額は収入金額と同額である。)
400 万円を超え 878 万円以下の場合	年間収入金額 × 0.3 + 223 万円
878 万円を超える場合	486 万円

備考 万円未満は四捨五入する。(P. 14～15「給与所得金額早見表」参照。)

参考1 給与所得金額早見表

この表は、申込書に記入された給与収入金額に対する「所得金額」の早見表である。

1 給与収入金額の万円未満を切り捨てた金額を、左の「収入金額」欄の数字に合わせる。

2 同一人で、2つ以上の給与所得扱いの収入があるときは、それらの収入を合算してから、上記1の方法によって所得金額を求める。

330万円 ～ 599万円											
収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額
1	0	350	17	400	57	450	92	500	127	550	162
5	5	1	18	1	58	1	93	1	128	1	163
329	0	2	19	2	58	2	93	2	128	2	163
		3	19	3	59	3	94	3	129	3	164
		4	20	4	60	4	95	4	130	4	165
		5	21	5	60	5	95	5	130	5	165
		6	22	6	61	6	96	6	131	6	166
		7	23	7	62	7	97	7	132	7	167
		8	23	8	63	8	98	8	133	8	168
		9	24	9	63	9	98	9	133	9	168
		360	25	410	64	460	99	510	134	560	169
		1	26	1	65	1	100	1	135	1	170
		2	27	2	65	2	100	2	135	2	170
		3	27	3	66	3	101	3	136	3	171
		4	28	4	67	4	102	4	137	4	172
		5	29	5	67	5	102	5	137	5	172
		6	30	6	68	6	103	6	138	6	173
		7	31	7	69	7	104	7	139	7	174
		8	31	8	70	8	105	8	140	8	175
		9	32	9	70	9	105	9	140	9	175
		370	33	420	71	470	106	520	141	570	176
		1	34	1	72	1	107	1	142	1	177
		2	35	2	72	2	107	2	142	2	177
		3	35	3	73	3	108	3	143	3	178
		4	36	4	74	4	109	4	144	4	179
		5	37	5	74	5	109	5	144	5	179
		6	38	6	75	6	110	6	145	6	180
		7	39	7	76	7	111	7	146	7	181
		8	39	8	77	8	112	8	147	8	182
		9	40	9	77	9	112	9	147	9	182
330	1	380	41	430	78	480	113	530	148	580	183
1	2	1	42	1	79	1	114	1	149	1	184
2	3	2	43	2	79	2	114	2	149	2	184
3	3	3	43	3	80	3	115	3	150	3	185
4	4	4	44	4	81	4	116	4	151	4	186
5	5	5	45	5	81	5	116	5	151	5	186
6	6	6	46	6	82	6	117	6	152	6	187
7	7	7	47	7	83	7	118	7	153	7	188
8	7	8	47	8	84	8	119	8	154	8	189
9	8	9	48	9	84	9	119	9	154	9	189
340	9	390	49	440	85	490	120	540	155	590	190
1	10	1	50	1	86	1	121	1	156	1	191
2	11	2	51	2	86	2	121	2	156	2	191
3	11	3	51	3	87	3	122	3	157	3	192
4	12	4	52	4	88	4	123	4	158	4	193
5	13	5	53	5	88	5	123	5	158	5	193
6	14	6	54	6	89	6	124	6	159	6	194
7	15	7	55	7	90	7	125	7	160	7	195
8	15	8	55	8	91	8	126	8	161	8	196
9	16	9	56	9	91	9	126	9	161	9	196

600万円 ~ 878万円											
収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額	収入 金額	所得 金額
600	197	650	232	700	267	750	302	800	337	850	372
1	198	1	233	1	268	1	303	1	338	1	373
2	198	2	233	2	268	2	303	2	338	2	373
3	199	3	234	3	269	3	304	3	339	3	374
4	200	4	235	4	270	4	305	4	340	4	375
5	200	5	235	5	270	5	305	5	340	5	375
6	201	6	236	6	271	6	306	6	341	6	376
7	202	7	237	7	272	7	307	7	342	7	377
8	203	8	238	8	273	8	308	8	343	8	378
9	203	9	238	9	273	9	308	9	343	9	378
610	204	660	239	710	274	760	309	810	344	860	379
1	205	1	240	1	275	1	310	1	345	1	380
2	205	2	240	2	275	2	310	2	345	2	380
3	206	3	241	3	276	3	311	3	346	3	381
4	207	4	242	4	277	4	312	4	347	4	382
5	207	5	242	5	277	5	312	5	347	5	382
6	208	6	243	6	278	6	313	6	348	6	383
7	209	7	244	7	279	7	314	7	349	7	384
8	210	8	245	8	280	8	315	8	350	8	385
9	210	9	245	9	280	9	315	9	350	9	385
620	211	670	246	720	281	770	316	820	351	870	386
1	212	1	247	1	282	1	317	1	352	1	387
2	212	2	247	2	282	2	317	2	352	2	387
3	213	3	248	3	283	3	318	3	353	3	388
4	214	4	249	4	284	4	319	4	354	4	389
5	214	5	249	5	284	5	319	5	354	5	389
6	215	6	250	6	285	6	320	6	355	6	390
7	216	7	251	7	286	7	321	7	356	7	391
8	217	8	252	8	287	8	322	8	357	8	392
9	217	9	252	9	287	9	322	9	357		
630	218	680	253	730	288	780	323	830	358	879万円以上 収入金額 － 486万円	
1	219	1	254	1	289	1	324	1	359		
2	219	2	254	2	289	2	324	2	359		
3	220	3	255	3	290	3	325	3	360		
4	221	4	256	4	291	4	326	4	361		
5	221	5	256	5	291	5	326	5	361		
6	222	6	257	6	292	6	327	6	362		
7	223	7	258	7	293	7	328	7	363		
8	224	8	259	8	294	8	329	8	364		
9	224	9	259	9	294	9	329	9	364		
640	225	690	260	740	295	790	330	840	365		
1	226	1	261	1	296	1	331	1	366		
2	226	2	261	2	296	2	331	2	366		
3	227	3	262	3	297	3	332	3	367		
4	228	4	263	4	298	4	333	4	368		
5	228	5	263	5	298	5	333	5	368		
6	229	6	264	6	299	6	334	6	369		
7	230	7	265	7	300	7	335	7	370		
8	231	8	266	8	301	8	336	8	371		
9	231	9	266	9	301	9	336	9	371		

参考2 返 還 月 賦 額 の 事 例 (高校・専修学校高等課程)

(端数は最終回に加算)

種 別				貸与月額 (円)	貸与月数 (月)	貸与総額 (円)	返還月賦額 (円)	返還回数 (回)	返還年数 (年)
高 等 学 校	国・公立	3 年 制	自 宅	18,000	36	648,000	6,000	108	9
			自宅外	23,000	36	828,000	6,900	120	10
		4 年 制	自 宅	18,000	48	864,000	7,200	120	10
			自宅外	23,000	48	1,104,000	8,363	132	11
	私 立	3 年 制	自 宅	30,000	36	1,080,000	7,500	144	12
			自宅外	35,000	36	1,260,000	8,750	144	12
		4 年 制	自 宅	30,000	48	1,440,000	10,000	144	13
			自宅外	35,000	48	1,680,000	11,666	144	14
専 修 学 校 高 等 課 程	国・公立	3 年 制	自 宅	18,000	36	648,000	6,000	108	9
			自宅外	23,000	36	828,000	6,900	120	10
	私 立	3 年 制	自 宅	30,000	36	1,080,000	7,500	144	12
			自宅外	35,000	36	1,260,000	8,750	144	12